

(2) 教員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

① 学校の教員の資質の向上

- 学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各学校種段階において身に付けさせるべき情報活用能力の体系表例を踏まえ、教科等の指導において学年、学科の内容や特性に応じて効果的に ICT を活用することができるよう、各種研究会や学校訪問等における指導助言の充実、ICT 活用研修の充実、効率的な研修の実施に向けた校内研修等で活用できる動画等研修資料の提供などにより、教員の ICT 活用指導力の向上を図る。その際、「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」(平成 30 年(2018 年)6 月 21 日「教員の ICT 活用指導力チェックリストの改訂に関する検討会」)を踏まえ、多様な研修等の充実を図る。【一部再掲】

図表33 教員のICT活用指導力チェックリスト
(文部科学省HPより抜粋)



教員の ICT 活用指導力チェックリスト

平成30年6月改訂

ICT 活用が整備されていることと前提として、以下のA-1からD-4の16項目について、右欄の4段階でチェックしてください。

	4	3	2	1
A 教材研究・指導の準備・評価・教務などに ICT を活用する能力				
A-1 教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	4	3	2	1
A-2 授業で扱う教材や教務に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	4	3	2	1
A-3 授業に必要なプリントや機内資料、学級経営や教務に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	4	3	2	1
A-4 学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。	4	3	2	1
B 授業に ICT を活用して指導する能力				
B-1 児童生徒の興味・関心を高めたり、問題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめたりするために、コンピュータや電化機器などを活用して資料などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-2 児童生徒に互いの意見・考え方を共有させたり、異教対話を促したりするために、コンピュータや電化機器などを活用して授業の進捗や反応などを効果的に表示する。	4	3	2	1
B-3 知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアを活用して、繰り返し学習する問題や児童生徒一人一人の進捗・習熟の程度に応じて個別化を図り進ませる。	4	3	2	1
B-4 グループ話し合っで考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	4	3	2	1
C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力				
C-1 学習に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能(文字入力やファイル操作など)を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	4	3	2	1
C-2 児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	4	3	2	1
C-3 児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、発表や発表資料などを効果的に作成できるように指導する。	4	3	2	1
C-4 児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合ったりできるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用できるように指導する。	4	3	2	1
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D-1 児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任をもち、得たことを考え、自らの行動を振り返り、メールやインターネットを使って情報発信したり効果的に活用できるように指導する。	4	3	2	1
D-2 児童生徒がインターネットなどを活用する際に、社会的な行為や適切な行為、ネット利用などの規範や道徳に留意したり、情報源に留意して適切に利用したりできるように指導する。	4	3	2	1
D-3 児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に活用できるように指導する。	4	3	2	1
D-4 児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに興味が、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が養われるように指導する。	4	3	2	1

- ICT を効果的に活用し児童生徒の資質・能力を確実に育成することができるよう、研修内容については、ICT 活用の具体的な実践や ICT 活用を推進する校内体制の構築に係る双方向の協議や演習、専門家を講師とした講義等を取り入れるとともに、研修の実施に当たっては、遠隔会議システムやオンデマンド教材の配信を拡充し、教員が勤務地を離れることなく受講できる仕組みを整備し、教員の負担を考慮した質の高い研修の充実に努める。【一部再掲】
- 教員の研修の機会をいつでも確保できるよう、短時間の研修動画「みんなで研修」プログラム、「いつでも研修」プログラムをポータルサイトに掲載して、教員の ICT の活用を支援する。

各学校における ICT 活用を支える取組

オンライン研修プログラム

ICT 活用「みんなで研修」プログラム

ICT 活用の基本的な考え方や実践例などについてテーマごとに研修が可能

【テーマ例】
ICT を活用した授業改善／プログラミング教育／情報モラル教育／特別支援教育における活用／デジタル教科書 など

研修映像と参考資料

「みんなで研修」プログラム

ICT 活用「いつでも研修」プログラム

クラウドサービスの基本的な操作方法や活用方法について研修が可能

【テーマ例】
Google Classroom／Google スライド／Google フォーム など

研修映像と操作マニュアル

「いつでも研修」プログラム

図表34 各学校におけるICT活用を支える取組・オンライン研修プログラムについて(道教委資料)

- ・教員養成段階においては、教員養成大学*43に「北海道における教員育成指標*44（ICTや情報・教育データを利活用する力）」の周知・啓発を図り、ICT活用能力を高める実習や講義の充実を働き掛けるなど、ICTを活用した指導力の向上に向けたカリキュラム整備を促進する。
- ・教員免許更新制の発展的解消に伴い、教職員の主体的・自律的な学びを一層促進するため、オンラインによる遠隔研修やオンデマンド教材配信を拡充し、勤務地を離れることなく、効果的・効率的に受講できる仕組みを整備し、教職員の負担を考慮した質の高い研修の充実に努める。【一部再掲】



「北海道における教員育成指標」改訂の要点	
1	<p>前文等</p> <p>「教員の学びの姿」[教員育成の考え方]の明確化</p> <p>①教員の学びの姿（策定の背景及び趣旨）(P1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を動向に受け止めて、教職生涯を通じて探求心をもと、新しい知識技能を学び続け、子ども一人一人の学びを最大限に引き出し、子どもの主体的な学びを支援する伴走者となること ・専門性を高めていく学びを追究しながら、誇りをもって、主体的・対話的に打ち込むこと ・「[協働的な学び]と「[協働的な学び]」の充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現するという観点において、教員の学びは子どもの学びのロールモデルとなること <p>②教員育成の考え方 (P2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主体性が尊重された心身の健全性の下、教員同士の学び合いを通して資質能力向上や協働等の伸長を図る ・「現場での経験」と多様な研修の機会を効果的に組み合わせ、個別最適に学びを進める ・学校課題に対応した協働的な学びを組織全体で行い、学び合う同僚性の下で資質能力を高める <p>③指標策定の目的 (P2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本道の全ての教職関係者が、教員等の資質能力について目標を共有する ・指標は、資質能力の目安を示すものであり、人事評価制度の評価の規準や教職としての到達目標ではない
2	<p>学校管理職の育成指標</p> <p>「目指す学校管理職像」の明確化 [アセスメント・ファシリテーション]の観点で、現行指標の内容確認</p> <p>①目指す学校管理職像 (P4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深い教育的愛情や豊かな教育経験、確かな職業倫理に基づきリーダーシップを発揮する管理職 ・学校ビジョンを具現化し、教育活動の質の向上・教職員の資質能力の向上を図る体感職を連綿と管理職 ・家庭・地域と連携・協働し、人的・物的・財政的・情報的な資源を効果的に活用する管理職 <p>②「アセスメント・ファシリテーション」に関する資質能力 (P22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に「課題等を把握する力」「経営ビジョンを構築する力」「学校・園内外の協働体制を構築する力」「人材を育成する力」「保護者・地域等と協働する力」において、「アセスメント・ファシリテーション」に関する具体的な資質能力が示されていることを確認 <p>（アセスメント：教育データや教員等の情報について整理・分析・共有 ファシリテーション：教員等の関係者の相互活用により学校の教育力を最大化）</p>
3	<p>教員の育成指標</p> <p>「教師に共通的に求められる資質能力」「本道の教員として特に重視する資質能力」の明確化</p> <p>①教師に共通的に求められる資質能力 (P7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示す「教師に共通的に求められる資質能力」の5つの柱（教師に必要な素養、学習指導、生徒指導、ICTや情報・教育データの利活用、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応）に基づき、再構成 <p>②本道の教員として特に重視する資質能力 (P7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道教員養成協議会での議論を踏まえ、本道の指標としての独自性を明確にするため、「教育的愛情」を最上位で示す ・「子ども理解力」について、「生徒指導」とは別に「資質能力を規定する」など、子どもを主体とした学校教育を実現するために必要な資質能力を強調

図表35 「北海道における教員育成指標」改訂の要点(道教委資料)

② 人材の確保等

- ・国の学校 DX 戦略アドバイザーや道立学校の情報セキュリティに関するアドバイザーの活用など、専門的知識を有する外部人材を活用して、組織的に学校をサポートする体制づくりや校内のマネジメントを促進する。

○学校DX戦略アドバイザー事業等による自治体支援事業
4.7億円

◇学校DX戦略アドバイザー要支援地域重点支援事業
1人1台端末の日常的な活用について、様々な困難に直面している自治体・学校に、集中的な伴走支援を実施。学識経験者、先進地域の教育委員会や指導主事、ネットワークや情報セキュリティの専門家など、国がアドバイザーとして任命した者が、地域・学校へ直接助言する。

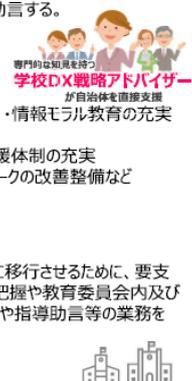
<助言を必要とする主な課題やテーマ>
【指導面】

- ・GIGA端末を活用した効果的な指導方法
- ・GIGA端末を活用した働き方改革の推進
- ・情報モラル教育の充実

【環境整備面】

- ・域内のDX推進計画の立案
- ・運営支援体制の充実
- ・校務のDX、データ連携
- ・ネットワークの改善整備など
- ・情報セキュリティポリシーの改訂

◇学校DX推進コーディネーター事業
すべての学校を端末活用の“日常化”のフェーズに移行させるために、要支援地域を中心に、学校DXの推進に関する課題把握や教育委員会内及び外部有識者との協議、ICT支援員との情報共有や指導助言等の業務を行うコーディネーターを配置する。



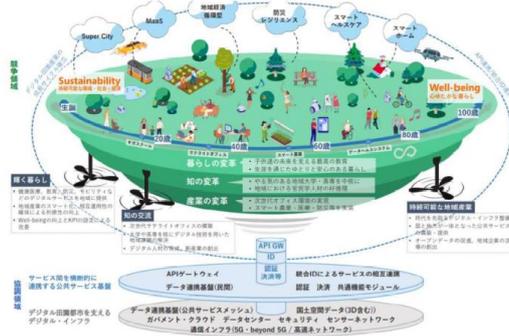
図表36 学校DX戦略アドバイザー事業等による自治体支援事業(文部科学省資料抜粋)

- ・高等学校情報科担当教員について、教員採用選考での「情報」免許所有者の継続的な採用や適正な配置のほか、大学等と連携し継続的な人材育成を図る。また、道教委が実施する「高等学校各教科等教育課程研究協議会*45」など研修の充実や支援体制の強化により、情報科担当教員のICT活用指導力の向上に努める。

- ICTを活用した教育活動を充実させるため、道立学校においてICTの技能や知見を有する外部人材による支援を検討する。また、それぞれの地域における「デジタル田園都市国家構想」による企業・産業のDXに必要なデジタル人材の育成・確保の取組との連携や、地域おこし協力隊制度の活用などにより、市町村教育委員会に対してICT支援員等の確保を促進するとともに、ICTを活用できる学校職員の育成に向けICT活用研修を実施するほか、人材確保に向けた相談対応や活用事例の普及などにより市町村教育委員会を支援する。

1 デジタル田園都市国家構想の実現

(デジタル庁資料、内閣官房資料を道で編集)



基本的な考え方

デジタル原則の遵守やオープンなデータ基盤の活用を進めていくことを前提としつつ、各地域における社会的課題の解決などに向け、複数の事業者や市民が連携して取り組む活動に対して支援を実施。

TIP 成功の鍵

- ① 人の一生を通る暮らしや生きがいと地域の新たな産業をデジタルでフルサポート
- ② そのため、国・自治体・市民・大学・産業など関係者の力を特定のビジョンの下に総動員
- ③ 社会活動に必要な機能を近接した空間に集め、その関係性を深めるよう、地域の空間全体も再設計
- ④ 参加する全関係者がEBPMのサイクルを共有し改善の有無を検証し、取組の方向性を確認
- ⑤ 構造化されたデジタル共通基盤（インフラ、データ連携基盤・公共メッシュ、サービス）の整備・浸透

R3補正・R4の主な関連施策（政府予算事業）

- ① 5Gや光ファイバ、データセンターなどのデジタル基盤の整備
- ② デジタル人材の育成・確保
- ③ 地方の課題を解決するデジタル実装として地方創生交付金等の活用
- ④ 誰一人取り残されない取組のための人材の配置
(機帯キャリアショップ店員などを皮切りにデジタル推進委員を委嘱など)



- デジタルの力を全面的に活用し、「地域の個性と豊かさを生かしつつ」、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備えた「デジタル田園都市国家構想」を実現。
- 「心豊かな暮らし」(Well-being)と「持続可能な環境・社会・経済」(Sustainability)を実現。

図表37 デジタル田園都市国家構想の実現(デジタル庁資料、内閣官房資料を道で編集)

「地域おこし協力隊」とは???

都市地域から、人口減少や過疎化などの課題を抱える地域に生活の拠点を移し、地方公共団体から「地域おこし協力隊員」として委嘱された者が、一定期間、地域に居住して「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る仕組みです。活動期間は概ね1年以上3年以下です。

地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、国からの特別交付税措置があります！

- ① 地域おこし協力隊員の活動のための経費・・・470万円/隊員1人 上限 隊員向け
 ・報償費(給与等)・・・270万円
 (隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大320万円まで支給可能。その場合も470万円が上限。)
 ・その他の経費・・・200万円
- ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費・・・100万円/隊員1人 上限 隊員向け
- ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費・・・200万円/1団体 上限 自治体向け



↑総務省「地域おこし協力隊」ウェブページ

図表38 「地域おこし協力隊とは」???(総務省HPから道教委作成)

- 教員の採用選考検査について、ICT活用能力を有する教員を確保できるような方法や内容となるよう、不断に見直しを行い、本道が求める資質能力を十分に備えた教員の採用に取り組む。